

第6次鹿角市総合計画
基本構想
(平成23年度～平成32年度)

(平成28年3月変更)

鹿角市

目 次

第1章	総合計画策定の趣旨	P1
第2章	総合計画の役割と構成	P1～P2
第3章	鹿角市の現状と課題	P2～P8
第4章	まちづくりの基本理念	P8
第5章	まちづくりの将来像	P8～P9
第6章	目指すまちの姿	P9～P11
第7章	基本目標・施策大綱	P11～P15
第8章	計画推進にあたっての行政経営方針	P15～P16

基本構想

第1章 総合計画策定の趣旨

今日の社会情勢は、少子高齢化・人口減少社会の到来、経済のグローバル化や情報通信の高度化、さらには地球規模での環境対策の強化といった課題に直面しています。

このような中で地方自治体には、これまでにない厳しい財政環境が予測される一方、自らの地域について自ら考え、主体的に行動し、その行動と選択に責任を負うという地域主体の発想に基づいて、まちづくりを進めることが求められています。

市民福祉の充実を実現するためには、新たな時代の社会情勢の変化に柔軟で的確に対応しなければなりません。

本市の持つ潜在的な固有の力、すなわち“地域力”を発揮し、積極的にまちづくりを推進するための指針となる「第6次鹿角市総合計画」を策定します。

第2章 総合計画の役割と構成

1. 計画の役割

第6次鹿角市総合計画は、長期的展望にたった総合的で計画的なまちづくりを推進するための指針として、分野ごとの個別計画の最も基本となる計画として位置づけられます。

2. 計画の構成

(1) 基本構想

基本構想は、本市の将来都市像やまちづくりの基本目標、施策大綱等を明らかにするものです。計画期間は、平成23年度から平成32年度までとします。

(2) 基本計画

基本計画は、基本構想に示した将来都市像を実現し、基本目標を達成するために必要な施策を総合的かつ体系的に示すものです。

計画期間は、本市をとりまく社会情勢の変化に対応するため、基本構想の計画期間である10年間とし、前期5年間と後期5年間に分けた計画とします。

(3) 実施計画

実施計画は、基本計画で示した施策を実行するための具体的な事業を定めるものです。

社会情勢や市民ニーズの変化に柔軟に対応するため、政策評価により毎年度見直しを行い、向こう3年間の具体的なスケジュールを定めます。

第3章 鹿角市の現状と課題

(1) 人口

～ 少子高齢化・人口減少を見据えた施策を進めるとともに、定住人口の維持を図ることが必要 ～

本市の平成22年3月末における住民基本台帳人口は35,619人で、13,385世帯の人々が暮らしています。市制施行前の昭和30年をピークに人口減少が続いており、近年では毎年平均して約1%ずつ人口が減少しています。特に年齢の若い人々が、教育や就業の場などを求めて、首都圏等に転出する傾向があります。

平成22年3月末における住民基本台帳人口を年齢階層別にみると、0～14歳までの年少人口が11.6%(4,118人)、15～64歳までの生産年齢人口が56.2%(20,030人)、65歳以上の老年人口が32.2%(11,471人)を占めており、特に65歳以上の高齢者の割合は全国平均の22.7%を大きく上回っている状況にあります。

このままの人口減少をたどった場合、平成32年までには3万人を割り込むまでに減少すると推計されます。少子高齢化はさらに進展し、年少人口が9.5%、生産年齢人口が50.5%に減少し、老年人口が40.0%に増加すると予想されます。

人口の減少をできるだけゆるやかにするためには、出生率の向上を図るとともに、若年者を中心とした移住を促進し、人口構造の若返りを図る必要があります。

そのため、働く場の確保により、本市で活躍したいと思える人を増やしていくとともに、子どもを生子・育てやすい環境を整備することにより、出生数を増やしていくことが必要です。また、高齢者が住み慣れた地域で元気に社会参画し、介護が必要になった場合には地域全体で支援するなど、安心して暮らせる環境の整備を一層進める必要があります。さらに、いったん他市町村に転出した人々が本市に戻ってくることができたり、観光や田舎暮らし体験などをきっかけに定住を促すような取り組みが必要です。

(2) 産業振興

～ 本市の産業が持つ強みを活かし、産业内・産業間の連携により付加価値の高い産業を創出することが必要 ～

近年、世界的な不況を発端とした国内の景気低迷に伴い、本市の雇用情勢は悪化しており、仕事を探している人に対してどの程度の求人があるのかを表す有効求人倍率は、平成 21 年度の平均で 0.40 倍となっています。また、政策評価の一環として実施している政策アンケートにおいても、働く場を求める声が多くなっており、雇用創出は市の喫緊の課題といえます。

全国的に厳しい経済情勢の中、とりわけ本市の総生産額は伸び悩みの傾向にあり、人口一人当たりの総生産額は秋田県平均を下回っている現状にあります。

市民の働く場を確保するためには、さらなる地域経済の活性化を図る必要があります。同じ業種間の連携だけでなく、農林業、商業、工業、観光業に加え、今後その成長が期待されるエネルギー産業など、本市の総力を結集した産業間の連携により、地域資源を活かした産業全体の高付加価値化を図ることが必要です。

【農林業】

本市の農業は、盆地と扇状地で形成された起伏に富んだ地形を活かし、稲作のほか畑作、果樹栽培、畜産などを組み入れた複合経営が進められています。

近年、農業の担い手の高齢化や後継者不足などにより、本市の農家数は減少傾向にあり、その数は平成 17 年時点で 2,664 戸、平成 7 年と比べて△32%（△1,260 戸）となりました。また、経営耕地面積も平成 17 年時点で 4,264ha、平成 7 年と比べて△20%（△1,037ha）に縮小しており、平成 20 年時点で 230ha が耕作放棄地となっています。

本市の主要な産業である農業の生産基盤を強化していくためには、認定農業者や集落営農組織など農業の担い手を育成するとともに、ブランド化や加工などによる農産品の高付加価値化を図ることにより、生産者の所得向上につなげていくことが必要です。

また、林業については、林業生産活動が停滞していますが、伐採期を迎える森林の更新と産出される地場産木材の生産を拡大していくことが必要です。

【商業】

高齢化の進展や市街地における利便性の高い生活を求める志向の高まりなどにより、商店街に対する住民の期待は増加するものと見込まれます。時代の変化と消費者ニーズに即したサービスの改善や新たなサービスを提供して商店街の魅力を高める必要があります。

【工業】

本市は昭和後期より、工業用地の整備や各種助成制度の充実などにより、企業誘致に努めていますが、近年は事業所数が減少傾向にあり、ピークである平成 3 年の 128 事業所（従業員 3,943 人）から平成 20 年には 84 事業所（同 1,680 人）まで減少しました。

本市の工業の特徴として、部品・部材などの中間生産物を生産する企業が多く、企業単体の取り組みでは付加価値を高めていくことが難しい現状にあります。企業間の連携を強化す

ることにより、受注機会の増加を図るほか、より付加価値の高い生産品の製造や新たな技術の開発、新規ビジネスモデルの創出等に取り組んでいくことが必要です。

【観光業】

本市は十和田八幡平国立公園をはじめとした豊かな自然や、湯瀬・大湯温泉・八幡平の3ヶ所の温泉郷を有しています。さらに、1,300年の歴史を誇る史跡尾去沢鉱山、ユネスコ世界無形遺産の大日堂舞楽、そのほか国県の指定を受けている文化財など多くの産業・文化遺産を有しており、こうした豊かな自然、温泉郷や歴史遺産を活かした観光振興を進めています。

しかし、観光客数の減少と市内への宿泊者数が減少傾向にあるなどの課題が生じています。市内各地に点在する観光資源のネットワーク化を進めるほか、地域独特の暮らし、文化にふれられる交流型のメニュー開発など、新たな観光ニーズに対応することにより、満足度の高い、何度でも訪れたい魅力ある観光地づくりが必要です。

（3）福祉・医療

～ 市民のニーズに応じた福祉サービスの提供と市民の「身体」と「心」の健康づくりの充実が必要 ～

【福祉・介護】

本市では、子育て支援に力を入れており、保育施設の整備による入園者の定員増により、待機児童が解消されています。また、子育てに関する情報提供や子どもの一時的預かりなど、総合的な支援により子育てに優しいまちづくりを進めています。

こうした様々な取り組みにより、本市の合計特殊出生率は、平成15年～19年の平均で1.58と秋田県内で最も高くなっています。こうした本市の強みを活かし、子どもたちの笑顔を増やしていくためには、より市民のニーズにあった、安心して生み・育てることができる環境づくりを進めることが必要です。

本市は、全国平均以上に高齢化が進んでおり、特に、75歳以上の後期高齢者人口の増加が著しく、平成22年3月末には6,197人（17.4%）になりました。

今後さらに高齢化の進展が見込まれるなか、介護保険制度による介護サービスの充実を図るほか、市民のニーズに即したきめ細やかな支援策を充実させることが必要です。また、高齢者の知識や経験を活かし、地域づくりの一員として活躍できる環境を整備することも必要です。

障がい者や高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活ができるよう、地域の人々が互いに生活を支えあう仕組みづくりが求められています。地域住民のボランティアを主体とした住民参加型の軽作業支援や配食サービス、移送サービス等、それぞれの地域に適した地域福祉の実践を進める必要があります。

【医療・保健】

今後、75歳以上の後期高齢者の増加が見込まれるなか、医療ニーズも更に高まることが予想されます。その一方で、平成22年に厚生労働省が実施した必要医師数実態調査によると、大館・鹿角医療圏域で38人の医師が不足しているとの調査報告がなされるなど、地域医療の中核を担う医療機関においても医師の確保は喫緊の課題となっています。

こうした実態を踏まえて、医師確保の対策を進めるほか、総合病院をはじめとした市内医療機関の連携を強化するなど地域医療体制の維持・充実を図っていくことが必要です。

本市は、脳卒中や心筋梗塞など生活習慣を原因とする病気にかかる割合が全国と比べて高くなっており、高齢になっても健康で暮らしつづけるためには、日ごろからの健康づくりや病気の予防が大切です。そのため、市民が健康づくりに取り組みやすい環境づくりを進めるほか、病気を早期に発見するための特定健診やがん検診の受診率の向上、病気にかかり難くするためのワクチン予防接種率の向上を図っていくことが必要です。

また、自殺による死亡率も全国平均を上回っていることから、社会全体の課題として捉え、自殺予防としての心の健康づくりを進める必要があります。

（４）都市基盤・生活環境

～ 市街地の賑わいづくりと安心して暮らしやすいまちづくりの推進が必要 ～

【都市基盤】

本市の道路網や生活基盤の整備状況は、市道の舗装率が57.9%、下水道や浄化槽による水洗化率が35.0%となっており、全国の整備状況との格差解消を図るほか、計画的な維持補修による長寿命化を進めるなど、快適で質の高い生活環境の整備が必要です。

また、JR鹿角花輪駅と新町・大町等の商店街周辺を核とする中心市街地は、古くからまちの顔としての役割を担ってきました。しかしながら、市街地の拡大に伴う空洞化が進んでおり、花輪地区商店街における歩行者数が年々減少するなど、中心市街地の賑わいの低下が課題となっています。このため、中心市街地に住む人を増やすための取り組みや、交流が促進されるような市街地の整備など中心市街地の賑わいの再生とコンパクトなまちづくりが必要です。

【生活交通】

誰もが快適に暮らすことのできるまちづくりを推進するうえで、公共交通の確保は不可欠となります。人口減少や車社会の進展を踏まえつつ、賑わいの創出や交流の活性化というまちづくりの観点からも、地域が連携して、地域に必要な持続可能な公共交通網を整備していくことが必要です。

【地域情報化】

市民生活の利便性の向上や産業の振興を推進するために、地域イントラネットなど積極的に情報通信基盤の整備を進め、市内全域においてインターネットで高速通信できる環境が整っています。今後は、利用者の拡大や情報格差の解消、情報伝達体制の強化など、各分野においてICTの進展に対応した情報発信に努める必要があります。

【防災等】

これまでの豪雨災害を教訓とし、防災計画の見直しや防災用備蓄品の整備など防災体制の充実に努めてきました。しかし、近年の全国的な災害による被害の甚大化により、安全で安心なまちづくりを求める声が大きくなっています。がけ崩れ危険箇所の整備など災害を防ぐ取り組みのほか、市民や関係機関、企業、行政の連携を強化することによって、万が一災害が起こったときでも、財産を保護し被害を最小限にとどめるため対策を講じるなど、災害に強いまちづくりを進める必要があります。

また、日常生活における安全・安心を確保するため、交通安全や増加する空き家の適正管理、消費者保護を進める必要があります。

【環境】

美しい自然と原風景を残す恵まれた環境は、市民にとどまらず広く国民に安全な水や食料、癒しを提供し続けています。この環境を健全な状態で次の世代へと引き継いでいく必要があります。

また、本市は、地熱や水力、風力などの発電施設が多く、自然エネルギーの活用では先進地となっています。しかしながら、市民の日常生活ではその理解度や浸透度が必ずしも高くありません。クリーンエネルギーの活用促進と意識啓発を図る必要があります。

(5) 教育・文化

～ 地域を担う人材づくり、文化や風土を形成する文化遺産の保全・活用、スポーツを活用したまちづくりの推進が必要～

【学校教育】

本市における全国学力調査の状況は、全国トップクラスである秋田県の平均正答率とほぼ同程度となっており、確かな学力が身につけていることが示されています。また、本市では、学校の耐震化を進めるなど安心して学習できる環境を整備しています。

地域を担う人材を育成するためには、基礎学力の確実な定着に加え、いったんは大学等への進学や就職のために市外に転出した子どもたちが、様々な技能や技術を身につけ、本市に戻って活躍できるような環境づくりをしなければなりません。そのためには、家庭、地域、学校、行政が連携して取り組むとともに、地域の文化や風土に対する子どもたちの愛着を醸

成することが必要です。また、厳しさを増す雇用環境に対応するとともに、本市産業の担い手を育成するためにも、勤労観や職業意識を醸成することが必要です。

【社会教育】

情報化社会の進展や余暇時間の拡大等、社会構造の変化に伴い、市民の学習意欲が高まるとともに志向が多様化しており、社会教育に求められる内容も高度化・多様化が進んでいます。出前講座やふるさと学習、講座・講演会の開催のほか、地域づくり協議会などを中心に各地区の市民センターなどにおいて地域が主体となった事業が取り組まれています。

人口減少が進む中、まちづくりにあたっては市民をはじめとした多様な主体の参画や地域の特性を活かした創意工夫が欠かせないことから、人づくりとしての社会教育の機会や場所の充実が必要です。

【芸術・文化】

本市においては、芸術文化団体や自主的活動グループ等の文化活動団体が多く、地区文化祭などでは活動発表が盛んですが、活発な活動を行っていくための人材や後継者の減少が課題となっています。芸術・文化活動への参加や芸術・文化に触れる機会を提供することにより、低年齢層から芸術・文化に対する知識と活動に理解を得られるような機会を増やし、市民が心にゆとりと潤いのある生活を送ることができるような環境整備に努める必要があります。

また、本市は、国の特別史跡に指定され世界遺産の登録を目指している「大湯環状列石」、ユネスコ世界無形遺産に登録されている「大日堂舞楽」などの歴史的な文化遺産を数多く有しています。歴史や文化、風土が育んできた有形、無形の文化財は、鹿角らしさを表す代表的な地域資源であり、こうした大切な財産を守り、継承するとともに、地域づくりや観光資源として活用していくことが重要です。

【スポーツ】

本市は、スキーと駅伝によるまちづくりを進め、スポーツ拠点となる総合運動公園など体育施設の整備を進めています。こうした施設を活かした全国規模の各種競技大会や大学のスポーツ合宿の誘致などスポーツ交流を更に活発にする必要があります。一方、市民の運動実施率は3割程度と低い状況にあり、市民の健康増進や生きがいづくりの観点からも、スポーツ活動の促進を図ることが必要です。

(6) コミュニティ

～ まちづくりへの市民参加を促進する環境づくりと地域コミュニティを活性化させる取り組みが必要 ～

本市では、市民がまちづくりに積極的に参画する「共働」を理念とした行政運営を進めており、自治会をはじめ市民団体などが、公共サービスの担い手として活躍しています。また、「共働」に対する市民の認知度及び共感度に関しては年々向上してきており、今後もさらに共働の理念の浸透を図るほか、市民一人ひとりが地域づくりを担う主役として、地域課題の解決に向かって活動しやすい環境の充実を図る必要があります。

また、地域コミュニティの基本である自治会では、住民相互の連帯感の希薄化が懸念されています。ひとり暮らし高齢者や子どもたちを見守る地域力の再生や、地域行事や伝統文化の継承など、コミュニティ活動の維持・強化を図る支援が必要です。

第4章 まちづくりの基本理念

『共働のまちづくり』

ライフスタイルが多様化する中、画一的な行政対応では解決が難しい生活に密着した課題が増えてくるとともに、自治会など地域コミュニティの活動の低下に伴い、これまで地域で解決できていた課題に対して行政の対応が求められるケースが多くなっています。こうした新たな課題への対応は、地域の創意工夫が求められ、行政だけで全てを解決することは徐々に難しくなっています。

市民、自治会、市民団体、企業や行政など、それぞれの主体が持つ知恵と力が結び合うことで、まちづくりの新しい力が創りだされます。それぞれの主体が同じ視点で責任と役割を認識しながら、課題解決に向かって共に活動を進める。この「共働」を基本理念としてまちづくりを推進します。

第5章 まちづくりの将来像

1. 将来都市像

『笑顔がつながり活力を生むまち・鹿角』

将来都市像は、本市の将来のあるべき姿として、市民みんなで進めるまちづくりの共通のイメージとなるものです。

地域の“つながり”によって市民が安心して暮らせる地域力の向上、また、多種多様な“つながり”によって活力を創出していく産業力の向上、こうした地域全体の総合力を向上させ

ることによって、住んでいる人たちの笑顔があふれ、いつまでも住み続けたいくなるようなまちの実現を目指し、将来都市像「笑顔がつながり活力を生むまち・鹿角」を掲げます。

2. 将来人口

国全体の人口が減少している中、本市の将来人口も平成 32 年までには 3 万人を割り込むものと推計されています。

将来都市像の実現を目指すにあたって、人口は重要な条件となります。多様な就業機会の確保や総合的な子育て支援の充実、さらに、住んでいて良かった、住んで良かったと思えるようなふるさとづくりを進めるなど定住・移住施策を積極的に推進し、平成 32 年において 3 万人台の人口確保を目標とします。

そして、人づくりと移住・交流によって、少子高齢化が進む中にあっても、地域社会や産業の担い手が活躍する持続的な地方都市を目指します。

第6章 目指すまちの姿

将来都市像における分野ごとの「目指すまちの姿」を次のとおり展望します。

(1) 活力や賑わいにあふれるまち

～産業のつながりが生み出す新たな活力～

農林業をはじめ、商業や工業、観光業などの様々な産業の融合により、地域資源を活かした、技術力や付加価値の高い競争力のある産業活動が展開されています。力強い産業の創出によって、雇用が確保され、まちの活力が再生しています。

子どもたちは、こうした活力のある地域の産業に憧れを抱きながら育ち、市内外で身につけた多くの知識や技能を活かして、地域の産業を担う大きな戦力となっています。

自然や歴史、風土など本市の魅力ある資源を楽しむ観光客があふれ、本市の魅力に共感した人が移り住むことによって、さらなる賑わいを生んでいます。

(2) 誰もが生き生きと笑顔で暮らすまち

～地域の支え合いが実現する社会保障～

年齢や障がいの有無に関わらず、市民一人ひとりが互いの個性を尊重し、ともに支えあうことができる地域のつながりが実現しています。

仕事を持つ人も安心して子どもを生み育てる環境が整い、地域の将来を担う子どもたちの

笑顔が輝いています。

また、病気の予防や運動など健康づくりが盛んで、万が一病気にかかった場合も安定した医療サービスにより、健やかで生き生きとした生活が営まれています。

(3) 安全で安心な暮らしが営まれるまち

～安全で快適な住環境と自然との調和～

道路などの交通網、上下水道などの生活基盤は、快適な市民生活や活発な産業活動を支えています。中心市街地は、交流の拠点として賑わいにあふれています。

市民の防災・防犯に対する意識は高く、災害への備えや地域の安全を守るための自主活動が盛んで、安全で安心して住み続けられる環境が実現しています。

リサイクルなどごみの減量化が進んでいるほか、太陽光発電などのクリーンエネルギーの活用が進んでおり、持続可能な資源循環型社会が実現されています。

(4) 豊かな心と文化が息づくまち

～時のつながりが創りだす質の高い教育・文化～

子どもたちは、学校や家庭、地域全体が連携した学習により、ふるさと鹿角への愛着と「生きる力」を育み、本市の将来を担う人材に成長しています。

学習文化の交流拠点を中心に充実した学習環境の中、子どもから高齢者までの多くの人が新しい知識や技能を学ぶことにより、生きがいを持ち、豊かな人生を送っています。鹿角らしさを伝える歴史的・文化的な遺産は、その保全・継承が図られるとともに、地域づくりや観光資源として積極的に活用されて、新たな文化をはぐくむ源となっています。

それぞれの年齢に応じたスポーツ・レクリエーションが楽しまれ、スポーツによる交流が新たな活力を生み出しています。

(5) コミュニティの結びつきによる笑顔あふれるまち

～一人ひとりの活動のつながりが築く地域力～

市民一人ひとりが、まちづくりを担う主役として主体的に活動しています。活動にあたっては、市民、自治会、市民団体、企業や行政が連携することで、地域のつながりや信頼関係が構築されています。

暮らしの基礎となる自治会では、若者からお年寄りまで幅広い年齢層によるコミュニティ活動が盛んに行われ、地域のリーダーとなりうる人材も育成されており、将来も強い連帯感を持ち、安心して住み続けることのできる環境づくりが進んでいます。

また、男女の性別に関係なく社会参画が可能な社会が実現されつつあるほか、国際感覚を

持った市民が世界を舞台に活躍しています。

第7章 基本目標・施策大綱

将来都市像の実現に向けて、体系的に施策を推進します。5つの基本目標に基づいて12の施策大綱を設定します。

基本目標1 活力や賑わいを生むまちづくり

1 活力を生む農林業の振興

農業の所得率は他産業に比べると低位にあるため、子育てや高齢者のサポートなど、家族の生計を農業所得で成立させることができるよう、付加価値の高い営農を推進します。

年々減少する農業者に対応しながら耕作面積の確保を図るため、認定農業者や集落営農組織を支援して担い手を育成します。

地域特産の農作物の生産を拡大するとともに、加工等による新たな特産品の開発のほか、学校や旅館・飲食店などでの地産地消の取り組みの強化など、生産から加工や販売までを意識した農業の6次産業化による所得向上を目指します。

ほ場整備や農地の集約を進め、農業の生産性を高めるとともに、耕作放棄地の解消や発生防止に努めます。また、森林資源を有効活用するため、地場産材の活用と豊かな森林環境の保全への取り組みを進めます。

2 活力を生む商工業の振興

魅力と賑わいのある商店街づくりに向け、空き店舗を活用した新規開店や消費者ニーズに即した集客と消費の拡大につながる事業を支援します。

中小企業の育成のため、企業間連携の促進による受注力の強化や高度な技術取得、新たな商品・サービスの開発を支援します。意欲ある企業による事業の拡大や、進出企業の立地への取り組みを支援します。また、これからの産業を担う人材を育成するとともに、若者の職業意識を育むキャリア教育や、地元での就職を促す取り組みを進めます。

農林業や観光業と連携し、地域の文化や農産物・自然・人などの地域資源を有効活用した商品の開発や高付加価値化を進めます。

3 賑わいを生む観光業の振興

東北新幹線の青森延伸で期待されるシャワー効果による入込客数の増加を一過性のものとしないう、また、既存ルートの入込客数の減少を意識した施策形成により、入込客数の継続的な増加を目指します。

多様な観光ニーズに対応するため、恵まれた自然や温泉といった従来の観光資源に加え、鹿角特有の歴史・文化・暮らし・風土・食といった素材を幅広く活用した体験型観光地としての基盤整備を進めるとともに、地域の魅力を発信します。

観光地としてのおもてなしの向上を図るため、観光組織の充実と観光に携わる人材の育成を進め、地域全体で観光客を迎え入れる態勢づくりを進めます。

都市住民の田舎暮らし志向の高まりに対応するため、豊かな農村環境を活かした受け入れ態勢を整え、交流活動を推進します。

基本目標2 誰もが生き生きと暮らせるまちづくり

1 笑顔で暮らせる福祉の充実

様々な困難や不利な条件を抱えている人々が、明るく元気に暮らすことができるよう、互いに支え合い、思いやりと生きがいを持って生活できる地域社会を実現するため、自治会等を主体とする地域福祉を推進します。

安心して子どもを生み育てられる環境をさらに充実させるため、子育てに要する経費の支援、育児に関する相談支援、多様な保育ニーズに応える保育サービスの充実といった総合的な子育て支援策を進めます。

介護サービスなど高齢者やその家族が必要とする支援策の充実を進めます。また、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、地域全体で高齢者の日常生活を支える体制づくりを進めるほか、高齢者の社会参加活動や健康づくりを支援します。

障がい者が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、福祉サービスや多様なニーズに対応できる相談体制を充実させ、社会参加を促進します。

2 健やかに暮らせる保健・医療の充実

誰もが健やかに生活できるまちづくりに向け、市民一人ひとりの健康に対する意識を高め、健康づくりや健康管理の取り組みをサポートするとともに、病気やがん・感染症などの予防を推進します。また、様々な悩みに対する相談体制の充実を図るなど、こころの健康づくりと自殺予防に努めます。

安心して出産できる環境づくりに向け、妊産婦と乳幼児の健康を守り、出産や育児に対する不安を解消する取り組みを進めます。

地域医療を安定的に確保するうえで、医師の充足は大きな課題となっており、引き続き確保対策を進めるとともに施策の拡充を図り、早期に成果が得られるように推進します。

国民健康保険制度については、国に対して負担増加や広域的運営体制の構築を働きかけながら安定的な運営に努めます。

基本目標3 安心して住み続けられるまちづくり

1 地域を結ぶ交通基盤の整備

利用しやすい生活バス路線網の整備や循環バスの利便性を高め、日常生活に欠かせない移動手段を確保します。また、利用者環境やニーズの変化については、新たな交通システムの導入など、需要に応じた対策を進めます。

道路網の整備は、地域内外との人・モノ・情報の交流を促進し、地域の発展や活性化に寄与し、多方面への波及効果が期待されます。安全で便利に移動できる市道の計画的な整備を進めるとともに、他の都市や主要な観光地との交流を円滑にする国道や県道の整備を促進します。

2 快適に暮らせる住環境の整備

生活の基盤となる環境整備を図り、快適で安全なまちづくりを進めます。

安全で良質な水道水を安定的に供給するとともに、下水道等の整備により快適な住環境の整備と生活排水の適切処理を進めます。

安全で快適な暮らしやすい住まいを確保するため、住環境の向上を目的とした個人住宅のリフォーム等を支援します。また、空き家の活用を進めるほか、住宅に困っている人に対して市営住宅を提供します。

市内全体の情報化に向け、情報通信基盤の整備や様々な分野における情報サービスの利活用を進めます。

市の玄関口となるJR鹿角花輪駅周辺の整備など、賑わいにあふれた魅力的な市街地を整備するとともに、憩いとふれあいの場である公園を、より安全で快適な空間とするため、計画的な整備を進めます。

3 人と自然に優しい環境づくり

美しい自然と原風景を残す恵まれた環境は市民にとどまらず広く国民に安全な食料や

癒しを提供し続けています。豊かな自然環境や生物の多様性を健全な状態で次世代に引き継ぐため、自然保護活動を推進するほか自然とふれあう機会の充実を図ります。

省エネルギーの推進や太陽光発電や風力発電などのクリーンエネルギーの導入促進など、二酸化炭素の排出削減による低炭素社会への転換を進めます。

ごみを出さない環境に優しい生活への意識を高めるとともに、再利用やリサイクルなど限りある資源を有効活用する循環型社会の構築に向けた取り組みを進めます。

4 安全に暮らせる市民生活の確保

災害を含めた様々な「危機」に対して適切に対応し、その被害や損失を最小限にとどめるための危機管理体制の整備を進め、安全な市民生活の確保に努めます。

危険個所の整備など災害の発生防止を進めるとともに、ハザードマップの作成など防災に対する意識啓発や自主防災組織の組織化支援、非常時の情報伝達手段の整備など、災害に強いまちづくりを進めます。

火災発生の未然防止や応急手当の普及等による救急救命率の向上に努めるとともに、消火、救急活動の統括機能を担う消防庁舎の改築、通信無線の高機能化等により消防防災活動を充実します。

市民が交通事故や犯罪被害に遭わないよう、交通安全対策や防犯対策、消費者保護を充実するとともに、危険を及ぼしかねない空き家の除却や発生抑制を進めます。

基本目標4 豊かな心と文化を育むまちづくり

1 子どもが輝く学校教育の推進

確かな学力と豊かな心、健やかな身体を育む学校教育を充実させるとともに、学校・家庭・地域の連携により地域を担う人材の育成を進めます。

基礎学力の向上のために、情報教育設備や理科教材、学校図書の実充実を図ります。また、研修のほか、外国語指導助手や教育専門監を活用して指導力の向上を進めます。

ふるさと学習では、ふるさとの良さの発見、ふるさとへの愛着心の醸成、ふるさとに生きる誇りの喚起を目指します。また、キャリア教育では、社会人としての倫理観や職業観の形成について指導とサポートを行います。

子どもたちが安全な環境で安心して学ぶことができるよう、学校教育施設の計画的な整備を進めます。

2 地域をつくる生涯学習・スポーツ・文化の推進

一人ひとりが自己実現を目指し、心豊かに学習活動や文化芸術活動を楽しむことができるよう生涯学習の機会を提供します。

市民による自主的な学習活動や地域づくり協議会が開催する講座などの学習事業の充実を支援して生涯学習の推進基盤を確立します。また、図書館と文化ホール、市民センター、子育て支援施設、交流広場で構成する複合施設、(仮称)学習文化交流施設を整備して生涯学習環境の充実に努めます。

市民がスポーツに親しむことのできる環境を整えるとともに、「スキーと駅伝のまち」を掲げたスポーツのまちづくりを進めます。

文化財や地域に根ざした民俗芸能などの文化遺産については、保存と伝承に向けた取り組みを進めるとともに、国内外へ情報を発信しながら、ふるさと学習の場や観光資源として活用を図ります。

基本目標5 参加と連携を促進するまちづくり

1 市民参加と地域づくりの推進

共働の理念の浸透を図るとともに、市民や市民団体、企業など多様な主体がまちづくりに参加できるよう、共働指針に基づく取り組みを進めます。

自治会による主体的なコミュニティ活動への支援や地域づくりの担い手となる人材の育成を通じて地域の連携感を深め、元気で住みよい地域づくりを進めます。

男女が性別に関わらず個人として尊重され、個性や能力を発揮できる男女共同参画社会への意識を高めます。

お互いの文化や考え方を認め合うことができる国際性豊かな人づくりを図り、市民レベルの国際交流活動を進めます。

U・I・Jターンを促進し、多様な価値観のもとに産業活性化や地域づくりを進め、地域の活力を創造します。

第8章 計画推進にあたっての行政経営方針

将来都市像の実現に向け、市民満足度の向上を重視して、効率的で質の高い行政サービスの提供を行政経営の方針とし、特に次の点を重視した行政経営に努めます。

1. 政策評価による業務の改善

基本計画に定められた施策の目的を着実に達成するため、具体的・客観的な数値目標の

推移を把握するとともに、市民からの意見も取り入れやすい評価システムを実践することにより、施策の進め方の改善に努めます。

2. 行政改革による業務の改善

財政の健全性を確保しながら質の高い行政サービスを継続して提供するため、業務の簡素・効率化や民間活力の活用を進めるなど、行政改革大綱に基づく効果的・効率的な行政改革に努めます。

3. 市民に開かれた行政運営の推進

行政における公正の確保と透明性の向上を図るため、ホームページや広報紙などを活用して行政情報を積極的に公開し説明責任を果たします。また、分かりやすい情報の提供により、市民と行政のコミュニケーションの促進に努めます。